

## 第九章 利賀村から南砺市へ



## 第一節 明治・昭和の大合併

**戰前の市町村合併** 明治政府は、主に近代国家としての行政能力の整備を図る目的で市制・町村制を施行することとし、町村の規模を三〇〇戸ないし五〇〇戸を標準とする「町村合併標準」を示して、江戸期の集落を引き継いでいた当時の町村の合併を進めた。いわゆる「明治の大合併」である。これにより、明治二十一年（一八八八）には日本全国で七万一、三一四あつた町村が、翌二十二年には約五分の一の一万五、八五九市町村になつた。富山県では、二、七二一あつた町村が、約一〇分の一の二七一市町村になつた。

その後、昭和の前半までは、資本主義の発達や大正十二年（一九二三）の郡制廃止による町村規模の拡大、都市の膨張などの動きを踏まえて市町村合併は緩やかに進展した。富山県でも、町村の合体合併や、富山・高岡両市への編入合併などが進んだことにより、昭和十七年（一九四二）までには五四町村が減少して二一四市町村となつた。

**昭和の大合併** 終戦後、地方自治制度の発足に伴い、行政事務はできる限り地方公共団体、特に市町村に優先的に配分すべきものとして、義務教育や社会福祉、保健衛生等の事務を市町村が処理することになり、市町村の事務は飛躍的に増大した。一方、当時の町村の中には著しく規模が小さく、行財政能力に乏しいものが多かつたため、事務の処理態勢を整備する必要があつたこと、また、新たな事務の受け入れに伴う事務経費の増大により、市町村の財政が危機的な状況に陥つたことなどを背景に、議員立法で昭和二十八年（一九五三）九月に「町村合併促進法」が成立し、同年十月から施行された。この法律は三年間の期限法で、その期間内にお

表9-1 市町村数の推移

区分	全 国				富 山 県			
	市	町	村	合計	市	町	村	合計
明治21（1888）年12月	—	71,314		71,314	—	269	2,452	2,721
22（1889）年12月	39	15,820		15,859	2	31	238	271
大正11（1922）年	91	1,242	10,982	12,315	2	32	236	270
昭和20（1945）年10月	205	1,784	8,511	10,520	2	29	183	214
28（1953）年10月	286	1,966	7,616	9,868	5	28	118	151
31（1956）年4月	495	1,870	2,303	4,668	8	25	20	53
36（1961）年6月	556	1,935	981	3,472	8	23	9	40
40（1965）年4月	560	2,005	827	3,392	9	20	9	38
45（1970）年4月	564	2,027	689	3,280	9	18	8	35
平成14（2003）年4月	677	1,961	552	3,190	9	18	8	35

(富山県市町村課資料より)

- 注1. 明治22年4月、市制町村制施行。  
 2. 昭和22年8月、地方自治法施行。  
 3. 昭和28年10月、町村合併促進法が施行（昭和31年9月失効）。  
 4. 昭和31年6月、新市町村建設促進法施行。  
 5. 昭和36年6月、新市町村建設促進法一部失効。  
 6. 昭和40年4月、市町村の合併の特例に関する法施行。  
 7. 特別区を除く。

おむね町村数を三分の一に、町村の適正規模を人口八、〇〇〇人以上とするなどが主な内容とされおり、国や都道府県も市町村合併推進のためにいろいろな取り組みを行なった。この結果、全国で九、八六八あつた市町村が、町村合併促進法の失効する同三十一年九月末にはおよそ六割減少して三、九七五市町村となつた。富山県でも、五一市町村から五三市町村となり、市町村数は約三分の一になつた。

この後も、同三十一年六月に「新市町村建設促進法」が施行されるなど、引き続き市町村合併推進の取り組みは継続され、新市町村建設促進法が一部失効した同三十六年六月には全国で三、四七二市町村、富山県では四〇市町村となつてゐる。この、昭和二十八年ころからの市町村合併の動きは、「昭和の大合併」といわれている。

昭和四十年以降の合併状況  
〔市町村の合併の特例に関する法

律（以下「合併特例法」という）が施行され、自主的な市町村合併に対する支援措置等が規定されたが、地方自治制度の安定とともに、市町村合併の動きは極めて緩やかになつた。同四十五年から平成十二年（二〇〇〇）までの三〇年の間に、全国の市町村数は三、二八〇から三、二二九へと五一市町村が減少したが、そのほとんどは市への編入合併や合併による市制移行によるものである。

富山県では、昭和四十一年五月に水橋町の富山市への編入合併があり、これ以降平成十六年まで三四年間は市町村合併がなかつた。

ちなみに、昭和二十年十月を基準とした市町村数の減少状況では、富山県は全国第一位（二一四市町村→三五市町村、一六・四%）である。この結果、富山県の市町村数三五は、福井県と並んで全国最少くなつてゐる。

注 「戦前の市町村合併」から「昭和四十年以降の合併状況」までは「富山県市町村課資料」によつた。

**利賀村と 加賀藩時代、五箇山には、七〇の村があつた。**明治維新以後、これらの村は数次の変遷を経て、  
**合併問題** 明治十二年（一八七九）に「下梨村外四十三ヶ村戸長役場」と「下原村外二十五ヶ村戸長役場」の管轄区域となつた（八%）。

同二十二年に町村制が施行されると、五箇山は利賀・平・上平村の三村となつた。うち利賀村に属したのは、下原村外二十五ヶ村戸長役場の管轄区域と同じ二六カ村、すなわち利賀川沿いの一七カ村（水無・大勘場・阿別当・坂上・上畠・細島・北島・岩瀬・利賀・下島・南大豆谷・北大豆谷・押場・草嶺・高沼・九里ヶ当・仙納原）、百瀬川沿いの二カ村（上百瀬川・下百瀬川）、庄川沿いの七カ村（大牧・重倉・長崎・北原・新山・柄原・下原）であつた。

町村制施行直後の明治二十二年には、早くも口山地区から分村の運動が起つて（一五%）、さらに小牧ダム築造にからんで昭和五年にも同様の動きがあつた（一四二%）。また、終戦後も同三十一年に合併が検討されたのであ

るが（三七五<sup>※1</sup>）、結局は合併も分村もなく一〇〇年以上経過して今日に至った。なお、富山県内で明治二十二年以降、現在までに一度も合併・分村のなかつた町村は、舟橋村・山田村・細入村・下村・大島町（元、大島村）・平村・上平村・井口村・利賀村の九町村である。

## 第二節 平成の大合併

**地方分権一括法** 平成十一年七月八日、地方分権一括法（正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等と行政改革大綱に関する法律」）が国会で成立、七月十六日に公布され、翌十二年四月から施行されることとなつた。これは、地方分権（中央集権の反対語）を推進するために、地方自治法など四七五の法律を一括改正したものである。同法により、従来国の権限で行われていた事務が大幅に県や市町村に委譲されることとなり、市町村の権限が高まつた反面、より大きな責任が課せられることとなつた。

このようなか、地方分権を推進し、①少子・高齢化の進展、②多様化する住民ニーズ、③生活圏の広域化、④効率性の向上、などに対応し、行財政基盤を強化するための手法として市町村合併が論議されるようになつたものである。

さらに、平成十二年十二月一日閣議決定された「行政改革大綱」では、市町村合併後の自治体数を、一、〇〇〇を目標とする与党合意を受けて、合併のための財政支援措置を拡充することなどが示された。  
これを受けて、市町村でも合併問題への取り組みが少しづつ本格化していくた。

## 第2節 平成の大合併

表9-2 段階補正係数（商工行政費、平成9年度）

人 口	1,000	4,000	8,000	12,000	30,000	10,000
段階補正係数	8.148	3.558	2.817	2.593	1.657	1.000

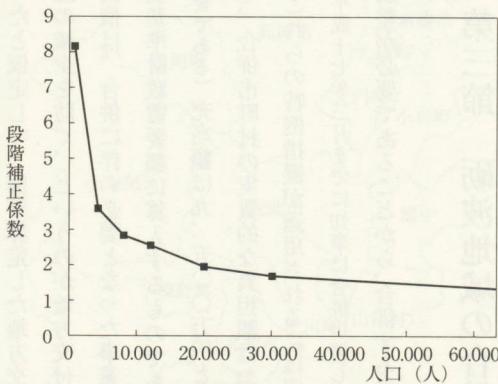


図9-1 段階補正係数（商工行政費、平成9年）

交付税の見直しと特例措置 国は、市町村の合併を促進するため、昭和四十年制定の合併特例法に平成十一年七月から数次改正を加えていった。主なものは地方交付税額の算定特例措置と合併特例債の創設である。

第六章でも述べたが、戦後の日本の地方自治の推進の上で、地方交付税制度は大きな意義をもつものであった（四二〇頁）。多くの県や市町村では、行政サービスを行おうとしても、税金などの収入（自主財源）だけでは財源が不足する。そのため、所得税・酒税・消費税など、国が集めた税金（国税）の一定割合を再配分し、この不足を補うために県や市町村に必要な財源を保障するのが地方交付税である。

また、地方交付税の算定に当たっては、「段階補正」が行われる。これは、人口規模の少ない自治体ほど人口一人当たりの経費が割高になるため、これらの自治体に手厚く地方交付税を配分するしくみである。例えば平成九年度の商工行政費でみると、人口一、〇〇〇人の自治体では一〇万人の自治体（標準団体）の八・一四八倍の経費が必要とされる（補正係数八・一四八）。補正係数は、表9-2および図9-1のとおり、人口の増大とともに急激に減少し、二万人以上からは緩やかに下降して一〇万人で一・〇となる。

さて、合併によって人口が増大すると、補正係数が下がつて交付税額が減少する。そこで、合併後一〇年間は合

併しなかつたと仮定して、毎年算定した地方交付税額を全額保障し、さらにその後五年間は段階的に引き下げて急激な財源の減少を防ぐ、というのが地方交付税の額の算定特例措置である。

合併特例債は、合併に伴い必要となつた事業経費のうち九五割に特例地方債を充当し、元利償還金の七〇割を普通交付税基準財政需要額に算入するものである。例えば、事業経費一億円とすれば、特例地方債（すなわち市町村の借入金である）充当額は九、五〇〇万円となる。このうち七〇割の六、六五〇万円について普通交付税措置があるので、合併市町村の実質的な負担額はおよそ三分の一の三、三五〇万円となるわけである。

ただし、これらの特例措置が適用されるには平成十七年三月末までに合併することが条件とされた（その後、法改正により平成十七年三月までに知事に合併申請し平成十八年三月までに合併したもの）。そして、合併の前にはさまざまな協議や調整が必要であることから、合併する場合にはできる限り速やかにその決定をしなければならなかつた。

## 第三節 砺波地域の合併取り組み

**富山県市町村合併試案** 平成十三年三月、富山県は市町村助役などで構成する「市町村広域行政等研究会」が取りまとめた

た一の合併パターン例をもとに、富山県市町村合併支援要綱を発表した。このうち、利賀村が関係する合併パターン例は、砺波広域圏一〇市町村と、これに小矢部市・福岡町を加えた一二市町村の二案であつた。また、小矢部市・福岡町に関しては、高岡広域圏を中心とするほかの二案も示されていた。

砺波地域では、平成十三年度に「砺波地域合併に関する研究会」が組織され、五月二十三日開催する研究会に第一回目の会議が開催された。同会は、砺波地域一二市町村の総務課長と事務担当者を委

### 第3節 砺波地域の合併取り組み

員とするもので、砺波広域圏事務組合が事務局となつた。

同研究会では、富山県市町村合併パターン例をもとに、市町村からさまざまな基礎的データを集め、合併に関する懸念事項と対応策などを探り、同年十一月十三日に中間報告書、翌十四年二月十五日に報告書・資料編を提出した。

利賀村の一方、利賀村でも、合併問題の検討が本格化していった。役場総務課では、平成十三年八月から取り組み翌十四年三月まで六回にわたって『市町村合併について考えてみよう』と題する八頁のパンフ

レットをシリーズで  
発行し、住民に情報  
を公開するとともに  
検討を呼び掛けた。

また、平成十三年  
八月からは、役場各

「利賀村合併に関する研究会」を組織し、さまざまな観点から合併問題が検討されていった。



図 9-2 研波地域市町村図

表9-3 砺波地城市町村の人口・世帯数等一覧

区分	平成7年国勢調査		一部事務組合加入状況	
	人口 人	世帯数 世帯	砺波広域 圏事務組 合	砺波地方 介護保険 組合
砺波市	38,531	10,083	○	○
城端町	10,603	2,842	○	○
平村	1,620	518	○	○
上平村	1,016	357	○	○
利賀村	1,161	440	○	○
庄川町	7,387	1,977	○	○
井波町	10,929	2,899	○	○
井口村	1,359	309	○	○
福野町	15,044	3,892	○	○
福光町	21,233	5,748	○	○
計	108,883	29,065		
小矢部市	35,785	9,111		○
福岡町	13,220	3,426		○
計	49,005	12,537		
合計	157,888	41,602	10市町村	12市町村

砺波地域市町村合併に関する研究会は、平成十三年度中で協議を終え、翌十四年四月には市町村の助役で組織する「砺波地城市町村合併協議会準備会」が発足した。同月二日に砺波市役所で開催された第一回目の会合では、呼びかけに応じて砺波地域の一二市町村から助役が出席し、砺波市助役今井烈が会長に選任された。なお、同年七月、今井が砺波市助役を退任したので、後任の砺波市助役野村泰則が会長に選任された。

同準備会では、砺波地域合併に関する研究会の報告をもとに協議がもたれ、合併に関する検討が

なされた。しかし、地方に対する国の財政措置への見通しが不透明であつたことなどから、各市町村の思いには温度差があり、全体での合併合意には至らなかつた。

同年九月二十七日に開催された五回目の会議の後、野村会長は「今後、首長同士で決められる枠組みの合意ができるまで、議論をする材料はない」(『北日本新聞』平成十四年九月二十八日付け)と発表して、準備会での検討が事実上終了したことを示唆した。

**市町村長の 準備会発足の平成十四年四月の段階では、合併するかしないか、また、するとすればどんな枠組と思惑**

みが最適かを探るために同準備会に参加しており、各市町村長にはそれぞれの思惑があつた。

例えば研波市長安念鉄夫は、前年十二月に再選を果たしたときの新聞社の取材で「研波広域圏十市町村を対象に考えても、全市町村から条件が付くと予想され、難しい問題がいろいろある、「兄貴（研波市）」が行財政を力バーしてくれ」と言われても市民が納得しない。自ら治めることができない。自ら治めることができない。「自ら治めることができない」というのが自治の基本だが、五箇山まで治めるのは難しい。」（『富山新聞』平成十三年十二月十七日付け）と発言し、さらに、隣接している庄川町について「藤森栄次町長も前向きだ」として庄川町との関わりを重視していく考え方を示していた（『富山新聞』平成十三年十二月十九日付け）。

庄川町長藤森栄次は、研波市長も語ったとおり合併に積極的で、平成十四年二月には「人口一〇万人規模が必要」「例え国からの支援がなくても合併を考える時だ」とする考え方を示していた（『北日本新聞』平成十四年二月十五日付け）。

利賀村長米澤博孝は、平成十三年十二月の議会で市町村合併について「人口の少ない町村は必要ないという弱者切り捨ての論理だ。森林の広域的機能は国土の根幹であり、合併した場合、誰が守るのか疑問を持たざるを得ない」として合併に疑念を抱きながらも「合併協議会には参加し、推移を見極めたい。合併するかしないかのどちらを選択するにせよ、協議会の内容を村民に伝え、意見を十分に聴いて判断したい。」と発言していた（『村委会議事録』）。

このような思惑の違いはあつたものの、小矢部市・福岡町以外の一〇市町村に関しては、すでに昭和四十五年から研波広域圏事務組合を結成して事務を共同で処理するなど結び付きが強かつたため、研波市長を除けば「合

併するとすれば砺波広域圏内がまず基本であり、最小限の単位」とする考え方支配的であった。

一方、小矢部市・福岡町の方は、平成十一年に発足した砺波地方介護保険組合などによつて砺波広域圏一〇市町村との共同事務処理が始まっていたが、まだ歴史が浅かつたことや、県から別のパターン例が示されていたこともあり、両市長・町長は、一二市町村での合併をいくつかの選択肢の一つととらえていた。そのため、両市町士での合併や高岡市との合併についても併せて検討するなど、砺波広域圏内の町村とは若干の距離を置いていたのであるが、協議が進むにつれてその距離は次第に広がり、最終的に両市町は独自の道を歩むようになつた。

その後、平成十四年九月には、関係市町村の議会で合併に関する質疑が相次ぎ、各市町村長の考えが次第に鮮明になつていった。

砺波市長は、前年十二月の見解表明以後は発言を控え、準備会での協議を見守つていたが、平成十四年九月十一日の市議会本会議で「一〇ないし一二市町村の合併は困難」とする従来の認識を改めて表明するとともに「新市の名称は砺波市が望ましい」「合併方式は新設・対等」とする考えを示した（『砺波市五十年史』一七二<sup>注</sup>）。

庄川町長は、同月十三日の町議会本会議で、従来どおり「砺波市を中心とした人口一〇万人の広域的な都市形成を望む」としながらも「『南砺市』という考えはない」と砺波市と歩調を合わせるような発言をした（『北日本新聞』平成十四年九月十四日付け）。

福野町長溝口進は、同月十三日の町議会本会議で「基本は砺波広域圏一〇市町村」としながらも、砺波市長の発言を受けて「必ずしも一〇町村にはこだわらない」旨の考えを示した。さらに、「東砺波郡八町村の間でまとまって行動しようと申し合わせた」ことを明らかにした（『北日本新聞』平成十四年九月十三日付け）。

一方、利賀村長は、同月十九日の村議会の提案理由説明で「村内外の状況を見極め、結論を出したいた」として

慎重な姿勢を示した（『村会議事録』）。

注 ここでは「南砺地方の町村による新市」の意で「南砺市」と表現したもの。新市の名称が南砺市と決定したのは翌十五年である。

動き出した  
枠組み 同月末の二十七日には、前記のとおり合併協議会準備会の第五回目の会議があり、枠組みが決定しない限り協議が前進しない旨が報告されたのであるが、翌月に入ると、砺波市長がその枠組み決定のために動き始めた。

砺波市長は、砺波市、庄川・井波・福野町、利賀村の五市町村での合併を目指し、十月一日に自身が井波・福野町長を訪ね、庄川町・利賀村には野村助役を派遣して「合併の方式は新設・対等」、「新市の名称は砺波市」、「合併の時期は十六年十二月」、「新市の庁舎は砺波市」という基本四項目を示して合併協議会の設立を呼び掛けた。これに対し、関係町村から次々と反対の動きが起つた。

東砺波郡八町村の首長で構成する東砺波郡町村連絡協議会は、十月九日、十日の両日に会議を開き、「砺波広域圏を割る合併は避けたい」として八町村が一致団結して対応していくことを申し合わせた（『北日本新聞』平成十四年十月十一日付け）。

砺波広域圏内の砺波市を除く九町村（東砺波郡八町村に西砺波郡福光町が加わる）の議会では、同月十八日に議長とほかの議員の二人ずつが参加して砺波広域圏町村議会合併委員会を組織し、一致団結して一〇町村の合併を目指すことを確認し、二十二日に砺波市議会に対し要望書を提出した（『北日本新聞』平成十四年十月十九日、二十三日付け）。

十月末には、砺波広域圏内の県議五人、河合常則・北島秀一郎・上田信雅・米原蕃・山辺美嗣が「広域圏を割

る合併は避けるべきである」とする合併に関する考え方をまとめ、連名で圏内一〇市町村の三役、議員らに配布した。

十一月十九日には九町村の首長と砺波広域圏内の県議五人が砺波地域市町村合併町村長協議会を設立し、福野町長が代表に選任された。同協議会一行は同月二十二日午前に砺波市役所を訪れ、市長に方針変更を申し入れた。また、同協議会は同日午後に県庁におもむき、中沖豊富山県知事にも助言を依頼した。これを受けて同月二十九日、県の大永尚武副知事が砺波市を訪れ、市長に対し「広域圏一〇町村での合併が望ましい」と申し入れたが、砺波市長は「すでに市民の同意を得ている」などと答えて事実上拒否した（砺波市五十年史）一七四六）。

このように、平成十四年十月から十一月にかけて、関係町村はあらゆる手段を駆使して砺波市長に方針変更を申し入れたが、市長の意思は変わらなかつた。

十二月二日に開催された砺波市議会市町村合併特別委員会では、砺波市長の方針が正式に同意され、翌三日には庄川町が砺波市との合併に同意する旨を表明したので（文書による正式回答は同月十二日）、残る八町村は新たな対応が求められることとなつた。

十二月五日、砺波市助役は合併を呼び掛けた福野町・井波町・利賀村を訪れ、十日までの返答を申し入れた。いずれの町村長も「住民・議会に相談する必要があり、十日には結論を出せない」として月末までには返答する旨を伝えた。

前月に九町村で設立した砺波地域市町村合併町村長協議会は、砺波市と庄川町の方針決定を受けて解散し、十二月十日、第一回の「八町村による首長懇談会」が開催され、対応が協議された。

十二月十二日、福野町長は八町村での合併を目指すことを表明し、翌十三日には福光町長桃野忠義・城端町長

### 第3節 砺波地域の合併取り組み

表9-4 地方交付税額の推移

単位：百万円、%

年度	歳入予算総額		地方交付税予算額		比率
	金額	13年度比	金額	13年度比	
平成12年度	2,832	98.0	1,420	99.3	50.1
13年度	2,890	100.0	1,430	100.0	49.5
14年度	2,600	90.0	1,270	88.8	48.8
15年度	2,517	87.1	1,240	86.7	49.3
16年度	2,457	85.0	1,170	81.8	47.6

岩田忠正・井口村長伊東浩もこれに同意する旨を表明した。

一連の動きは逐一新聞で報道され、庄川町以外は呼び掛けに応じないことが事前に推測されていたため、十一日に開催された庄川町の市町村合併懇談会では「二市町だけの合併では吸収合併と同じ」と危惧する意見が相次いだ。そのため、庄川町議会と砺波市議会の正副議長が翌日から十六日にかけて福野町・井波町・利賀村を訪れ、砺波市の呼び掛けに応ずるよう申し入れる一幕もあった。

**決断の時** 合併論議が起つて以来、利賀村役場には村内外から多くの声が寄せられてきた。その大部分は、これまでの独自の村づくりを高く評価し、「合併を避けて利賀村の独自性を保つべきである」とするものであった。これを

受けて、村当局は「合併しない」ことが可能であるかどうかを懸命に探ってきた。

こうしたなかで、平成十三年度に打ち出された地方交付税の段階補正（二〇五三六<sup>†</sup> 参照）見直しの方針案は、村にとって大きな痛手となつた。補正係数は全体の平均をもとに算定されていて、「小規模団体にあっても合理的・効率的に行財政運営を行なつておられる地方団体もある」として、「より効率的な財政運営を行なつておられる上位三分の二の団体の平均を基礎」に算定する方向で検討されることになったのである。

そして、翌十四年度の利賀村の地方交付税額は、表9-4のとおり一割以上の大幅な減額となつた。さらに、いずれは人口四、〇〇〇人以下の町村の補正係数が一律になるとの見方もあり、今後も段階的な減額が予想された。

仮に合併しない道を選んだとして、数年後に財政的に行き詰まつてから編入合併を

求めても、合併特例法による優遇措置がないために周辺町村が快く受け入れてくれるとは思えない。最終的な決断は、合併協議会での協議後、合併調印のときまででよかつたが、途中で協議会を脱退することは、ほかの町村に多大な迷惑をかけ、信頼を失う行為であり、避けねばならなかつた（後に県下では、合併協議会での協議が物別れに終つて合併を中止した例や、住民の反対運動が起つて協議会が混乱した例も出た）。合併するかしないか、決断の時が近づいていた。

村はこの年（平成十四年）、六月から七月にかけて村内一〇カ所で「地区合併懇談会」を開催し、合併に関する情報を村民に開示して意見を求めた。大半の村民は「引き続き合併しない方向性を模索されたい」としながらも、厳しい財源見通しに理解を寄せ、最終的には村長と議会の決定に委ねる意向であった。

その後利賀村長は、村議会や有識者と懇談を重ねた上で、九月の議会前には砺波地域一〇市町村での合併の方針をほぼ固めていた。そのため、砺波市長の発言の後は、一〇市町村での合併に向けてほかの町村長とともに砺波市長に方針変更を申し入れた。十二月に入り、砺波市長の方針が市議会で同意され、庄川町が同意を公表すると、一〇市町村での合併の道は事実上閉ざされ、利賀村の選択肢は砺波市と合併するか、もしくは砺波地域八町村で合併するかの二つとなつた。そして、砺波市と合併する場合は、福野・井波町も同じ行動を取つてくれるところが望ましかつたが、両町は八町村での合併に向けて動いていた。

十月からの砺波市長の方針表明は、結果として八町村の首長の連帯感・信頼感を強めていった。利賀村長は、この枠組みでなら村民にとつて希望のもてる将来像を描くことが可能であると確信し、村議会や、村議会議員経験者で組織する利賀村議友会などとも協議した上で、八町村での合併を目指す意向を固めていった。

しかし、この枠組みは、六月から七月にかけて実施した地区合併懇談会の後に新たに起つた構想であるた

め、改めて村民に諮らねばならなかつた。村は十二月十四、十五の両日に村内五地区で「合併に関する懇談会」を開催し、集まつた村民に経過を報告するとともに同意を求めた。

懇談会では「村民の日常生活の上で、現在は砺波市との関わりが多くなつてゐる。砺波市との合併が最も自然でないか」などの意見もあつたが、村長が「現在までの経過からみて、砺波市との合併では利賀村の要望がなかなか通らないと思われる。八町村での合併なら、利賀村の要望も親身になつて取り上げてもらえると思う」と答弁すると、村民から異論は出なかつた。

懇談会での意見を踏まえ、利賀村長は八町村での合併方針を正式に決定し、福野町長および井波町長清都邦夫とともに十七日に砺波市役所を訪れ、呼び掛けに応じないことを伝えた。

一方、平村長中村義則・上平村長岩瀬幹夫も、十七日の村議会で八町村での合併方針を表明し、ここに砺波広域圏内では八町村と二市町がそれぞれに合併することで枠組みが固まつた。

#### 第四節 南砺市の設立

**合併任意協議会の設立** 平成十四年十二月二十四日、井波町役場で県内のトップを切つて「砺波地域市町村合併任意協議会」の設立調印式が行われた。また、二十六日には「砺波市・庄川町任意合併協議会」が発足

し、砺波広域圏は二つの市の設立に向けて動き出すこととなつた。

砺波地城市町村合併任意協議会は、各町から二人、各村から一人の職員を派遣し、翌十五年一月六日、井波町彫刻伝統産業会館に事務局を開設した。任意協議会では、法定合併協議会の設立に向けて三回の会議を開催し、

準備をすすめた。一方、関係町村の議会は、三月議会で法定協議会設置議案を可決した。

**法定合併 協議会** 平成十五年度初日の四月一日、法定合併協議会「砺波地域市町村合併協議会」が発足、井波町総合文化センターで初会合が開かれた。協議会の委員は、各町村とも首長・議長（利賀村は十六年四月まで堀元繁、その後は野原彬孝）と学識経験者一人（利賀村からは中河展と高田芳子を選出）の計四人、これに富山県市町村課長酒井三郎を加えた三三人で構成され、会長に井波町長、副会長に城端町長と利賀村長が就任した。

なお、同月二十二日に統一地方選挙が告示され、関係八町村では山本勝徳が上平村長に就任し、そのほかの町村長は再選された。

合併協議会事務局では、図9-3のとおり各町村の担当課長で一〇の専門部会、担当係長で二八の分科会をつくった。専門部会と分科会の担当者たちは、通常の町村事務と並行して、八町村の行政事務の比較・検討などを進めて新市での行政事務の一元化を図り、協議案を作成して協議会に諮った。これらの協議事項は、大項目だけでも後述のとおり二五にわたり、細部の項目では数千を数える膨大なものであった。

合併協議会では、第一回目に任意協議会で申し合わせた「合併協議項目の確認」「合併の方式」「合併の期日」「議会の議員の定数及び任期」の基本四項目などを確認し、以後平成十五年度中に計一二回の会議を開いてその他の協議項目を確認していく。また、協議の内容などは、任意協議会事務所開設の平成十五年一月から毎月発行された『協議会だより』と協議会のホームページで逐一公開され、住民の声を最大限に取り入れる努力も払われた。

こうして、翌十六年三月七日の第一二回合併協議会ですべての協議項目の確認が終了した。

#### 第4節 南砺市の設立

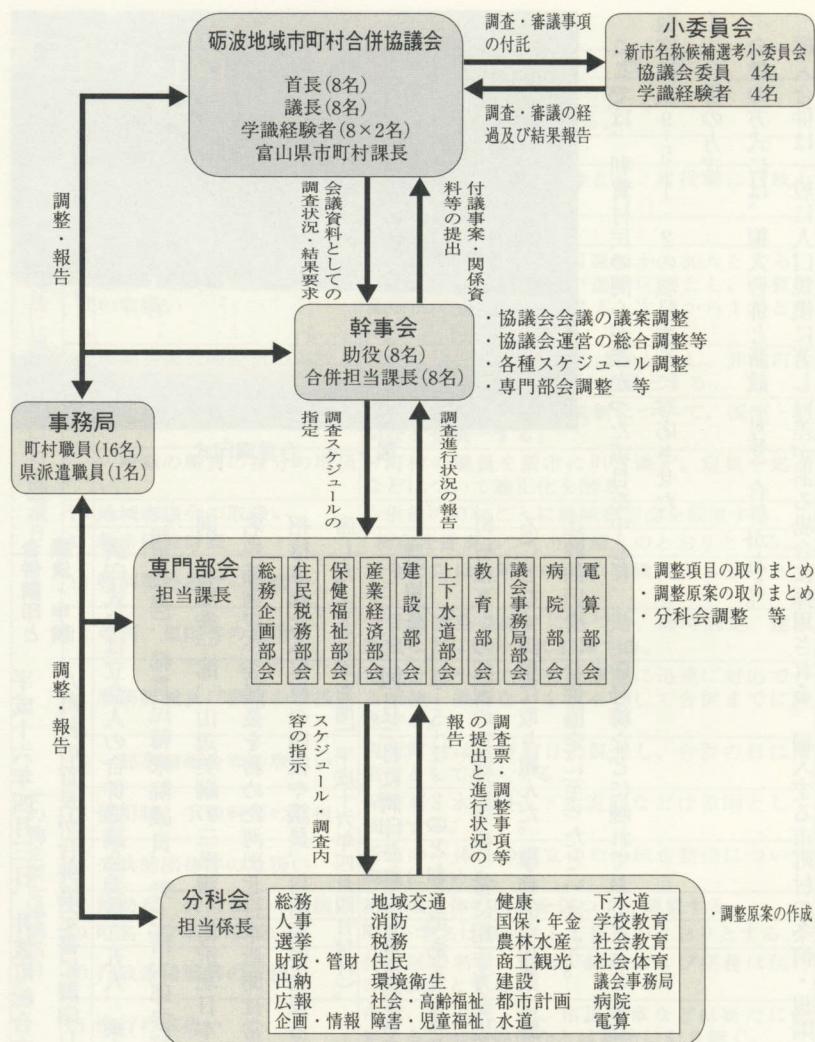


図9-3 砧波地域市町村合併協議会組織体系図



図9-4 合併調印式

合併調印と 平成十六年四月三日、井波町総合文化センターで  
議決・申請 八町村の首長が合併協定書に調印した。

調印式には立会人の合併協議会委員二五人、来賓の大永副知事（知事代理）、綿貫民輔衆院議員、野上浩太郎参院議員、河合常則、北島秀一郎、山辺美嗣の三県議、梅沢北日本新聞社長、新市名候補選定小委員長を務めた河田北日本新聞社常務らをはじめ、招待された八町村の四役や議員、自治振興会長ら約六七〇人が出席した（北日本新聞 平成十六年四月四日付け）。

合併協定書 四月三日に調印された合併協定書の主な内容は表9-5-1・2のとおりである。総じていえば、八

町村は互いの状況の理解に努め、常に相手方を思いやる心を忘れることなく調整に取り組んだ。事務的な作業は膨大であつたが、比較的円滑に合併協定に至つたといえよう。

ここでは、利賀村民の関心が深かつた項目を中心に、決定の経緯などに触れておくこととする。なお、行頭の数字は表9-5-1・2の項目番号に対応させた。

### 1 合併の方式

合併の方式には、編入合併と新設（対等）合併がある。

編入合併は一般に人口規模に著しい差がある場合に採用される。編入する市町村の条例・規則などが適用され

## 第4節 南砺市の設立

表9-5-1 合併協定書の項目と主な内容

区分	項目	主な内容
基本的協議項目	1 合併の方式	新設（対等）合併とする。
	2 合併の期日	平成16年11月1日とする。
	3 新市の名称	南砺市とする。
	4 新市の事務所の位置	現行の町役場を分庁舎とし、村役場に行政センターを置く。
	5 財産の取扱い	新市に引き継ぐ。
特例法に規定されている協議項目	6 議会の議員の定数及び任期の取扱い	定数は当初34人、次回選挙から30人とする。当面は旧町村ごとの中選挙区制とし、利賀村選挙区の定員は当初2人、次回から1人とする。
	7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	選挙による委員の定数は20人とし、井波町・利賀村の選挙区で4人を定数とする。
	8 地方税の取扱い	8町村で差異のある税制について、税率・納期などを統一する。
	9 一般職の職員の身分の取扱い	8町村の職員を新市に引き継ぐ。定員や待遇などについて適正化を図る。
	10 地域審議会の取扱い	合併前の町村ごとに地域審議会を設置する。
その他必要な協議項目	11 新市建設計画	「新市合併まちづくり計画」のとおりとする。
	12 特別職の身分の取扱い	法令または8町村の長の協議によるものとする。
	13 条例、規則等の取扱い	合併協議会の確認に基づき、即時制定、逐次制定などに区分して整備する。
	14 事務組織及び機構の取扱い	地方分権や新たな行政課題に迅速に対応できる組織・機構などを基本として合併までに調整する。
	15 一部事務組合等の取扱い	現行町村は合併前日に脱会し、合併の日に南砺市として加入する。
	16 使用料、手数料等の取扱い	保育料・水道料・下水道料などは原則として統一する。
	17 公共的団体等の取扱い	新市の一体性の確立のため統合整備について調整に務める。
	18 補助金、交付金等の取扱い	新市域全体の均衡を保つよう調整する。
	19 町名・字名の取扱い	町名・字名は原則として従前のとおりとする。
	20 行政連絡機構の取扱い	行政区の名称、区域、組織および業務は現行のとおりとする。
	21 慣行の取扱い	市章、市の花・木、市民憲章などは新たに制定する。姉妹都市などは新市に引き継ぐ。
	22 国民健康保険事業の取扱い	8町村で差異のある事業について、支給金などを統一する。
	23 消防団の取扱い	消防団は合併時に統合し、団員は新市に引き継ぐ。
	24 電算システムの取扱い	各町村の電算システムは合併時に統合する。
	25 各種事務事業の取扱い	表9-5-2のとおり

表9-5-2 合併協定書の項目と主な内容（「25.各種事務事業の取り扱い」分）

項目		主な内容
25-1	総務・企画関係事業の取り扱い	選挙の投票区は、当面は現行のとおりとし、開票区は選挙区ごととする。公営バスは、当面、現行のとおりとする。
25-2	住民・税務関係事業の取り扱い	確定申告納税相談、戸籍関係業務などは行政センターで行うものとする。
25-3	健康・福祉関係事業の取り扱い	保育所（園）については合併時に「保育園」に統一する。
25-4	産業・経済関係事業の取り扱い	観光イベント等については、現行のとおり継続する。
25-5	建設関係事業の取り扱い	町村道は新市に引き継ぐものとする。機械除雪の路線、出動基準は現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
25-6	上下水道関係事業の取り扱い	関係事業計画は、新市においてすみやかに策定する。
25-7	教育関係事業の取り扱い	小中学校の通学区域・スクールバスの運行・海外派遣事業は現行のとおりとする。社会事業・芸術文化事業は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。
25-8	議会関係事業の取り扱い	各委員会については、新市において定める。
25-9	病院関係事業の取り扱い	病院および診療所の業務・診療体制については、新市に引き継ぐものとする。
25-10	電算関係事業の取り扱い	住民基本台帳カードについては、多目的利用を推進する。また、電子申請等に対応したシステムを新市において構築する。

るため協議すべき事項は少なくなるが、反面、編入される側の住民の要望は反映されにくい。

一方、新設（対等）合併では、あらゆる項目について検討を加えて一体化を図るため、事務量は膨大となるが、住民の要望は反映されやすい。新市域では、人口規模の突出した町村がなかつたこともあり、枠組み決定以前から新設（対等）合併を大前提として調整が進められてきた。

2 合併の期日

当初は合併特例債適用期限となる平成十七年三月を目標としていたが、同十五年二月五日開催の第二回任意協議会で「同十六年十一月一日を目標とする」とされ、以後はこれ

に合わせたスケジュールが組まれていった。

### 3 新市の名称

法定協議会発足の平成十五年四月一日から同月三十日まで新市名を公募したところ、全国から五、六九九通、二、七五二種類の応募があつた。この中から新市名候補選考小委員会で越南市・光南市・南砺市・八乙女市の四案を絞り込み、同年八月二日の合併協議会で委員の投票により、南砺市と決定した。なお「南砺市」を提案した応募者は複数あり、抽選で坂上の中島英夫が「名付け親大賞」を受賞した。

### 4 新市の事務所の位置

新庁舎は建設せず、四つの町役場を「分庁舎」とするクラスター方式が採用された。各町の役場は、原則として一階が住民の窓口となる行政センターになり、二階に企画総務（福野庁舎）・民生および教育（井波庁舎）・産業経済（城端庁舎）・議会および建設（福光庁舎）の各部が置かれる。また、村役場には行政センターのみが置かれる。

クラスター方式の採用は任意協議会設立以前から検討されていたもので、市域内に核となる施設を複数置くことにより、市域の全体的な発展を目指すものである。

### 6 議会の議員の定数および任期の取扱い

合併特例法によつて町村議員が合併後二年まで在任することも可能であつたが、比較的早い段階でこの規定は適用しないことが確認されていた。残る問題は議員の選出方法であつた。新市の人口は六万人と想定され、人口一、〇〇〇人足らずの利賀村からは市議会議員を出せないことが懸念されていた。しかし、共存共栄の精神から町部の議会が理解を示し、当面は旧町村ごとに選挙区を設置することとなつた。利賀村選挙区の定員は、合併後

一回目が二人、二回目が一人となつてゐる。

#### 10 地域審議会の取扱い

合併前の町村の区域ごとに地域審議会を置くこととなつた。審議会は一五人以内の委員で組織し、新市建設計画の変更や、新市の基本構想の策定・変更などに関する市長の諮問に応じて審議し、答申する。また、必要な事項について審議し、市長に意見を述べることができるとされていて、住民の声を市政に反映させる手段として期待されている。

#### 15 一部事務組合等の取扱い

砺波広域圏事務組合をはじめとする広域事務組合は、一部廃止される組合もあつたが、大半が継続されることとなつた。

#### 16 使用料、手数料等、および 18補助金、交付金等の取扱い

これらは八町村ごとにまちまちの対応であつたが、使用料、手数料等の取扱いについては、「一体性確保の原則」および「公平負担の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めることになつた。また、補助金、交付金等の取扱いについては、従来からの経緯や実情に配慮し、新市において公共的必要性・有効性および公平性の観点から調整することになった。

#### 19 町名・字名の取扱い

各自治体は、新市の一体感のため、合併後に旧町村名を残さないとの基本方針で住民の意見を集約しており、利賀村も当初はその方針に従う予定であった。しかし、村民から「利賀の地名が消えるのは残念」という声が相次ぎ、さらに村外の演劇ファンなどから「海外でも Toga Village (利賀村) として知られており、利賀村の名を

残してほしい」などといった電子メール・ファクシミリ・手紙が多数寄せられたことから、平成十五年十一月八日の第八回合併協議会で利賀村長が委員の了解を求め、利賀村域に限り、現行の大字の前に「利賀村」と付けることになった。なお、利賀の大字は「利賀村」となる。

#### 21 慣行の取扱い

利賀村は東京都武藏野市・ギリシャ共和国デルフィ市・ネパール王国ツクチエ村と姉妹都市盟約、宮崎県日之影町と友好村盟約、大韓民国平昌郡と「友好交流に関する議定書」を取り交わしている。これらはすべて新市に引き継ぐことになった。

#### 23 消防団の取扱い

合併時に消防団を統合し、南砺市消防団を結成する。八町村の消防団は方面団となり、南砺市消防団の下部組織となる。

#### 25—4 産業・経済関係事業の取扱い

八町村で実施しているイベントは多数に上るが、いずれも現行のとおり継続することになった。なお、平成十五年から十六年にかけて実施された各イベントには、八町村の首長が参加して相互の理解を深めた。

#### 25—5 建設関係事業の取扱い

合併後の除雪体制は、利賀村民の最も懸念する事項の一つであつたが、「機械除雪の路線、出動基準は現行のとおり新市に引き継ぐものとする」とされた。

**調印後** 平成十六年四月三日の合併調印後、十四日には八町村で一斉に臨時議会を開き、「八町村を廃し、  
**動き** その区域をもつて南砺市を設置すること（富山県知事に申請すること）」を議決した。この議決を受

○総務省告示第五百十九号

市町村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、東砺波郡城端町、同郡平村、同郡上平村、同郡利賀村、同郡井波町、同郡井口村、同郡福野町及び西砺波郡福光町を廃し、その区域をもつて南砺市を設置する旨、富山県知事から届出があつたので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十六年十一月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十六年七月一日

総務大臣臨時代理

国務大臣 中川 昭一

日に議決され、同日付け知事による廃置分合の処分があつた。

同月、知事から総務大臣に廃置分合の届け出があり、七月一日、総務大臣臨時代理による官報告示があつた。

利賀村の 合併の日を目前に控えた平成十六年十月二十二日、中村の健康増進センターに、姉妹都市の武藏閉村式 野市長土屋正忠、友好町村の宮崎県日之影町長工藤訓（くにし）をはじめ、村長・村議会議員経験者、農業委員、民生委員、文化財保護委員など多数が招かれ、利賀村の閉村式が挙行された。

式典では、武藏野市長土屋正忠と舞台芸術財団演劇人会議理事長鈴木忠志に名誉村民の称号が授与された。また、村政上に功績のあつた人々に自治功労賞などが送られた。

利賀村長は式辞で、先人の労苦に敬意を表すとともに「ふるさとの美しい山河と、どのようなときにもたくましく活路を開く『利賀魂』とを大切に引き継いで、これからは新市の融和と振興のために共に力を合わせてま

け、翌十五日には八町村長が「合併に関する協議書」を締結した。

四月二十日には、八町村長の連名で富山県知事に対し「八町村を廃し、その区域をもつて新たに南砺市を設置する」ことを申請した。

翌二十一日には、県知事から総務大臣に協議があり、同月二十八日付けで総務大臣から意義のない旨の回答があつた。

六月七日、知事は県議会に廃置分合議案を提出、十八

#### 第4節 南砺市の設立

「あります」と述べ、最後に「利賀村、ありがとうございます」と声を詰まらせながら、ふるさとに感謝の言葉を贈った。

利賀村役場の閉庁式 平成十六年十月二十九日午後五時、利賀村としての業務をすべて終え、村三役・村議会議員・教育委員・役場職員が自然休養村管理センターの一室に集まった。

永年勤続の職員が表彰され、村長・議長・教育委員長が順次登壇して職員にねぎらいの言葉をかけるとともに、南砺市の発展に向けて全力で取り組むよう依頼した。職員はすでに新市内各部所への異動内示を受けており、それぞれの職場での研鑽を誓つて散会した。